

2017年7月11日

高橋薫

## 米国監査委員会による監査と内部監査

### 1. はじめに

米国において会社法の立法権限は各州に存在しているが、いわゆるハードローとしての州会社法上は監査委員会の設置は任意とされている。本稿の研究対象である「監査委員会」の設置義務の法的根拠は、SOX法301条により追加された1934年取引所法10A条(m)項(1)号及びその下におけるSEC規則10A-3並びに証券取引所のルールにある。(商事法務No.1959 2012.3. 5「米国上場企業のコーポレート・ガバナンスに関する最新動向[上]」)

米国の監査委員会に関する検討は、一貫して「不特定多数の投資家が日々取引を行っている証券取引所に上場する企業」のコーポレート・ガバナンスの問題の中でされており、証券取引市場の信頼性を保つ為並びに投資家保護の為のものと考えられる。

米国の監査委員会は、SOX法により以下の定義がなされている。

発行体（上場企業）の取締役会により、発行体の会計と財務報告の過程、および発行体の財務諸表の監査を監督（OVERSEEING）する目的で役員たちの間に設立された委員会（あるいはそれに相当する機関）を意味する。また

(B) 発行体にそうした委員会が存在しない場合。その発行体の取締役会全体を意味する。

(2003年7月日本貿易振興会海外調査部「米国の企業統治調査報告書」におけるサーベンス・オクスレー法仮訳)

上記訳文のうち下線部分は「監督」「監視」「審査」等訳者によって異なるが、「財務諸表の監査の過程が適切なものであるかどうか、会計と財務報告が適切に行われているかを監視する役割」があるものと考えられ、日本の会社法における監査役等の会計監査とほぼ合致するものと思われる。

但し監査委員会は非常勤の独立役員で構成されており、日本の監査役等が独任制のもとで所謂「歩き回る監査役」として自ら監査活動を行っている姿が多いことからすると、実務として「実効性のある監査」がどのように行われているのか理解しづらいものがある。

本稿においては米国の監査委員会がSOX法で改善を求められた経緯、SOX法施行後の現在の監査委員会の活動、その活動の中での内部監査部門との連携についてマイクロソフト社を事例として紹介する。

## 2. SOX 法施行までの監査委員会

下記の表は 1997 年～98 年の監査委員会の活動状況事例である。

企業名	構成メンバー	活動内容	会合回数
コカ・コーラ (NYSE)	4 名（全員社外と記載）	独立会計監査人との契約に関して取締役会に推薦、独立会計監査人と会社の監査の範囲と結果、及び独立会計監査人によって提供される内部会計管理と専門的役務についてレビュー	3 回 (98 年)
GE (NYSE)	5 名（全員社外取締役とみられる）	委員会の主な関心は、社内の監査担当者と独立会計監査人による監査が有効に行われているかどうかである。その責務としては、①独立会計監査人の選択に当たっての推薦②独立会計監査人によって行われた監査の範囲と成果のレビュー③監査及び財務管理の内部システムの機能と範囲のレビュー④財務報告（委任状説明書及びアニュアルレポートを含む）、適用された会計基準・会計方針に関わる会社の活動の評価⑤重要な会社の方針や準拠法に従業員が準拠しているかどうかに関するレビューの検証	4 回 (98 年)
マイクロソフト (NASDAQ)	3 名（2 名は社外取締役とみられる、1 名は元社長兼 COO）	財務担当者、内部監査人、独立会計監査人と面談し、内部会計管理と、会計、監査、財務、に関する報告内容についてレビュー	4 回 (98 年)
アマゾン・コム (NASDAQ)	2 名（全員社外取締役とみられる）	取締役会に独立会計監査人選任に当たっての推薦、監査の結果と範囲、及び独立会計監査人によって提供されたその他の役務についてのレビュー、貸借対照表、事業報告書およびキャッシュフローのレビュー、内部管理機能のレビュー及び評価	4 回 (97 年)

上記の表は野村証券発行「資本市場クォーターリー1999年春」より転載したものであり、各

社の当時の委任状説明書より野村総合研究所が作成したものである。

1998年当時の状況は、証券取引委員会（SEC）による経営者による恣意的な利益操作とそれを阻止すべき立場にある会計監査人が深く関与していたことに対する摘発件数の増加が危惧されていた。経営者による利益操作に関する摘発事例としては、つぎのように会計監査人と顧客企業との経済的利益を介した親密な関係が目立っている。

- ・会計監査人が顧客企業に、同時に雇用を交渉していたケース
- ・会計監査人が顧客企業の従業員として監査に従事していたケース
- ・会計監査人が顧客企業の帳簿を作成し、自己監査していたケース
- ・会計監査人が顧客企業の監査を通じて知った財務上の問題を、隠したまま仕事を継続していたケース

（野村証券発行「資本市場クォーターリー1999年春」より転載）

このような状況から、ニューヨーク証券取引所（NYSE）・全米証券業協会（NASD）のCEO並びに事業会社役員及び会計専門家らをメンバーとするブルーリボン委員会を設置し、以下の勧告を行っている。

勧告先	勧告内容
NYSE NASD	1. 独立取締役の定義を見直すこと。 2. 経営とは独立した監査委員会の設置を要求すること。 3. 最低3名以上の財務に際しい取締役が監査委員会の委員になること。 4. 監査委員会に責任に関する規定書を設けることを求めること。 5. 監査委員会の社外監査人に対する監視責任を明確にすること。 6. 会計監査人の独立性に関して、監査委員会のメンバーは会計監査人と議論することを義務付けること。
SEC	7. 監査委員会の活動を年次報告書で開示することを義務付けること。 8. 監査委員会に株主に対する報告を年次報告書や半期報告書で行うことを義務付けること。 9. 四半期財務報告書の定期的なレビューを義務付けること。
GAAS（一般に公正妥当と認められた監査基準）	10. 会計監査人に財務報告の質に関して監査委員会のメンバーと議論するよう求めること。

上記の表は野村証券「資本市場クォーターリー1999年春」野村総研作成より転載

上記勧告「4. 監査委員会に責任に関する規定書を設けることを求めること」について、監査委員会のメンバーはその責任の遂行に当たり、最善の行為規範として、以下の5つの原則をガイドラインとするよう推奨している。

1. 監査委員会の主たる役割は、監査手続きのその他の構成要素をモニタリングすること。
2. 監査委員会と内部監査人の間に独立したコミュニケーションと情報フローを確保すること。
3. 監査委員会と外部監査人の間に独立したコミュニケーションと情報フローを確保すること。
4. 意図された判断と影響を受けるクォリティーの問題に関して、経営陣、内部監査人、外部監査人と率直な議論をすること。
5. 監査委員会の委員の資格は、任務に対して勤勉であり、豊富な知識を有すること。

上記は野村証券「資本市場クォーターリー1999年春」野村総研作成より転載

ブルーリボン委員会の勧告は、主に監査委員会の改善を通じて上場企業の経営者による恣意的な利益操作（managed earnings）に歯止めをかけようとするものであった。

### 3. SOX 法施行後の監査委員会

2001年12月にエンロン社の破綻が発生し、2002年7月SOX法が成立し全上場企業に監査委員会を設置すべきこと（設置しなければ取締役会がその機能を果たす）を法令上強制した。

監査委員会のSOX法上の定め（第301条）は下記内容

#### 第301条 公開企業の監査委員会

##### ① 登録会計事務所に関連する責任

各発行体の監査委員会は取締役会の委員会としてのその資格において、監査報告書の作成、発行および関連の作業のためにその発行体によって雇われる登録会計事務所について、その指名、報酬、その作業の監視に関して直接的に責任（財務報告に関しての経営陣と監査人の意見不一致に関する決定を含む）を負う、また各登録会計事務所は監査委員会に対して直接に報告を行うものとする。

##### ② 独立性

###### (A) 一般規定

発行体の監査委員会の各メンバーは、発行体の取締役会のメンバーとするが、その他の点では独立しているものとする。

###### (B) 規律

本校の趣旨から、独立していると考えられるためには、発行体の監査委員会のメンバーは、監査委員会、取締役会のメンバー、他の役員委員会のメンバーとしての資格におけるモノ以外：

(i) その発行体からコンサルタント料、顧問料、あるいは他の報酬を受け取ってはならない、

あるいは

(ii) その発行体またはその子会社特別利害関係者であってはならない。

③ 苦情申し立て

各監査委員は、以下に関する手続きを確立するものとする。

- (A) 会計、内部会計管理、或いは監査問題に関して受け取った苦情申し立ての受理、保持および処理、および
- (B) 発行体の従業員による、疑問の余地のある会計あるいは監査問題に関する懸念の秘密、かつ匿名での提出。

④ 助言者を雇う権限

各監査委員会は、その任務を遂行するのに必要と判断する場合、独立した顧問や他の助言者を雇う権限を有する。

⑤ 資金

各発行体は、監査委員会によって、取締役会の委員会としての資格において適切と判断された資金を以下に対する報酬の支払いのために供給する。

- (A) 監査報告書の作成あるいは発行のために発行体によって雇われた登録会計事務所、および
- (B) 「助言者を雇う権限」のもと監査委員会によって雇われた助言者

(2003年7月日本貿易振興会海外調査部「米国の企業統治調査報告書」におけるサーベンス・オクスレー法仮訳)

上記SOX法の成立直後日本貿易振興会により米国公認会計士協会監査基準担当部長にインタビューがなされているが、重要なコメントを抜粋する。

一サーベンス・オクスレー法で何が変わったのか。

同法の役割を一言でいえば、報告先を監査委員会にすることで会計士を経営陣から独立させ、気分を変えさせるということ。同法成立前は、会計士は経営陣と仕事をし、経営陣に報告していた。監査委員会と関係するのは時々だった。同法により、我々が仕事をし報告するのは、監査委員会になった。

こうした制度変更は、会計士サイドというより、企業サイドのプロセスを大きく変えた。会計士側の変化は受動的だった。つまり、会計士の仕事（証拠 evidence を集め分析しレポートする）については、その計画、実行、契約とも、大きく変わっていない。変わったのは、フォーカスする対象であり、経営陣がアグレッシブな会計処理をしていないか、であるとか、あるいは、監査委員会から、ここをもっと調べろと指示が来たり、そういう風になる。我々にとって、ここが最大の変化。

同法はまた、監査委員会をも変えた。監査委員会は前から存在したが、活動的ではなかった。同法は、監査委員会に金融エキスパートを一人は入れろとしているが、その考え方は

正しい。いままでの監査委員は、監査に詳しい人になるのではなく、たとえば研修みたいな感じで就任していた。同法により、経営陣に対しての立場も財務諸表やディスクロージャーをめぐり変わったし、また監査プロセスでも、その独立性や客観性あるいは経営陣の下した会計処理についての判断についてなど、変化した。総じて、監査委員会は、先を見越した動きを求められるようになった。

2003年7月日本貿易振興会海外調査部「米国の企業統治調査報告書」下線は高橋

現在の監査委員会の活動状況事例を下記に記述する。SOX法以前の活動状況と比較すると委員会開催回数が大きく変わっている。

#### 現在の監査委員会の活動事例

	Prudential Financial	JP Morgan Chase	Wal-Mart Stores	Microsoft Corporation
上場する市場	NYSE	NYSE	NYSE	NASDAQ
監査委員会メンバーの人員数	3名	3名	4名	5名
委員会開催年間回数	11回	15回	15回	13回
上場情報の基準日（決算期）	2014年12月末	2014年12月末	2015年1月末	2014年6月末

上場会社各社における監査委員会の役割・責務は、取締役会によって設置された委員会の役割・責務との関係などによって異なるが、一般的には次のような監督(oversight)機能が期待されている。各社における監査委員会の役割・責務は、監査委員会規定によって正式に文書化され各社のウェブサイト上などで公開されている。

#### 決算財務報告プロセス／財務情報開示プロセスの監督

- ・財務報告プロセスの信頼性の監督
- ・アナリスト／格付け機関に対して会社が提供する業績情報・財務情報・利益ガイダンス等の監督

#### リスク管理とコンプライアンスの管理

- ・財務会計上および関連するリスクの識別／対応プロセスの監督
- ・不正の防止／発見方針および同プログラムの確認
- ・倫理規定／法令順守の重要性を尊重する企業風土の支援

#### 内部監査機能の監督

- ・監査機能および監査結果の監督

#### 独立会計監査人の監督

- ・ 監査計画および監査結果の監督に加え、独立会計監査人のパフォーマンス評価、選任・解任、報酬および独立性に関する承認等

「監査等委員会の監査の展望～取締役が行う監査について～」(2016年10月日本取締役協会監査等委員会設置会社研究会 執筆者 太子堂厚子弁護士)より抜粋

#### 4. 監査委員会と内部監査部門

NYSE の上場規則には内部監査部門の定義は規定されていないが、内部監査機能をもたねばならないことが規定されている。NYSE 上場規則 303A07(c)

また同上場規則においては、内部監査機能は経営者と監査委員会の両方にリスク管理や内部統制の評価について報告する義務がある。(月刊監査役No.663 別冊付録「監査役等と内部監査部門との連携について」)

法律の規定ではないが、ブルーリボン委員会の監査委員会メンバーの行為規範の一つとして下記事項が記述されている。

2. 監査委員会と内部監査人の間に独立したコミュニケーションと情報フローを確保すること。

IIA(The Institute of Internal Auditors)は、2002年に実践要綱 2060-2を公表し、監査委員会と内部監査人の連携を強調している。

PwCによる内部監査部門長(CAE)を対象としたサーベイによれば、監査部門長の選任・報酬決定についてはそれほど大きな影響力は行使していないが、監査委員会の承認なしに経営陣がCAEを解任できないものとしている企業は73%に上っている。またCAEが役職を辞する場合監査委員会や監査委員会議長より退任面談を受けることになっている企業は25%となっている。(PwC2005年報告書)

次項においてマイクロソフト社の事例を紹介するが、マイクロソフト社の場合監査委員会と内部監査人との関係は非常にはっきりしており、Internal Audit Oversightを監査委員会のResponsibility(責任)のひとつとして挙げており、内部監査部門の責任者の選解任について検討並びに承認を行う責務がある。

## 5. ケーススタディー：マイクロソフト社の監査委員会

以下は、NASDAQ 市場の WEB サイト上にあるマイクロソフト社の 2016 年 7 月 28 日現在の年次報告書並びにマイクロソフト社の WEB サイトにおける「Audit Committee Charter and Calendar」の一部を抜粋和訳したものである。

### ① 財務報告書についての経営者の責任に関する声明（年次報告書 49 ページ）

取締役会は、会社の独立取締役のみで構成される監査委員会を通じて、定期的に経営者、内部監査人、当社の登録独立会計事務所と会合をし、内部統制や財務報告に関する事項を討議し、その信頼性を確保する。Delloite&Touche LLP と内部監査人は完全に自由に監査委員会と接触できる。

### ② 監査委員会憲章（Audit Committee Charter） 任務（Role）

監査委員会は、取締役会が会計・監査・会社の活動報告の品質並びに誠実性の監視その他監督されるべき事項についての責任を果たせるよう援助するものである。委員会の目的は、会社の会計と財務報告の過程、会社の財務報告書の監査、会社の独立監査人として財務報告書並びに内部統制の監査を行い監査証明を発行する監査法人の能力、内部監査機能と独立監査人のパフォーマンスについて審査 (oversee) することにある。

委員会は会社が株主に対して行う財務報告の質的側面、会社の財務上のリスクの識別と管理、会社の法令順守と倫理に関するプログラムについてのレビュー・評価を行う。

委員会は独立監査人の指名、報酬、保持、監視について直接的な責任を持つ。

委員会は会社のリスク管理の諸工程について（他の取締役会の委員会が取り扱うリスクを除く）レビュー・評価する。

### ③ 監査委員会憲章 委員（Membership）

委員会は 3 名以上の委員で構成し、そのそれぞれの委員が取締役会より独立性が認定され、法的にも上場基準規定上も独立性を有していなければならない。

それぞれの委員は、取締役会の判断により財務報告の原則を理解しているか、或いは NASDAQ が要件としている財務知識基準に達しているものとする。少なくとも委員のうち 1 名は SEC の定める基準による財務専門家であると取締役会に判定される者でなければならない。取締役会は委員会の委員と議長を指名するものとする。取締役会は理由があってもなくても委員会のどのメンバーでも委員を解任できる。

現在のマイクロソフト社の監査委員は、下記の 4 氏

Chales H.Noski

監査委員会議長 元バンクオブアメリカ副社長兼 CFO

Teri L.List-Stoll

Gap,Inc 副社長兼 CFO

G. Mason Morfit

ValueAct Capital 社長兼最高投資責任者

Dr.Helmut Panke

前 BMWAG 取締役会議長

④ 内部監査への監督責任（監査委員会の責任）

- ・年次ベースにて内部監査部門の責務、資源、機能、業績の評価を行う
- ・内部監査部門長の選解任について評価同意を行う
- ・内部監査計画についての同意権を持つ
- ・財務責任者、独立監査人並びに内部監査人とともに下記事項を四半期ごとにレビューする

A:年度を通じた経営者の責任についての重要な内部監査人の発見事項

B:内部監査人の業務範囲について或いは必要な情報に接することへの制約があることを含め、何等か監査作業に困難に遭遇していること

C:策定された内部監査計画に何らかの変更が必要か

その他独立監査人と監査委員会の協議には、財務責任者と内部監査責任者が同席するように定められている。

⑤ コンプライアンス事項への監視責任

- ・会社のコンプライアンスプログラムについてその設計、組織、範囲についてレビューを行う
- ・コンプライアンス責任者とともに会社のコンプライアンス政策やプログラム或いは規制当局から発せられた報告書に関して、財務報告や内部統制に影響する法的事項の発生の有無をレビューする
- ・(i)会社が受けた会計、内部統制、監査事項に関する苦情の受領、保持、取扱い並びに(ii)秘密の匿名での従業員からの会計或いは監査事項に関する懸念についての手続きを展開しレビューし監視する。

## 6. ケーススタディー並びに SOX 法条文から理解する監査委員会と内部監査人

監査委員会の活動、法的位置づけ等を検討してきたが、下記に要約する。

- ① 会社の財務報告書への監督責任は取締役会にあり、監査委員会は取締役会がその監督責任を果たすために、取締役の中で特に財務の専門家を中心に設立された委員会である。
- ② 監査委員会の委員が直接的に監査作業を行うことはなく、監査作業の実働部隊は独立会計監査人と内部監査人である。
- ③ 経営側の会計財務責任者、独立会計監査人、内部監査人は監査委員会の監視のもと会計に関する監査作業がおこなわれる。
- ④ 内部監査人は確立された法的規定はなく、また会社における立場は使用人の立場であることから、監査作業には常に困難が伴う。
- ⑤ また独立会計監査人も会社から雇われて監査作業をおこなうものであり、特に SOX 法施工以前においてはその独立性は脆弱であった。
- ⑥ 監査委員会による監視とは、独立会計監査人と内部監査人が経営側に影響されることなくその職務を遂行されているか、何らかの障害が発生した場合その障害に対処することであり、会社の財務報告の公正性を保護するためのものである。
- ⑦ 上記の使命を果たすには、監査委員会メンバー自身が経営者から完全に独立していなければならない、その独立性の条件はかなり厳格なものになる。

## 7. まとめ

監査委員会は、自ら作業を行うのではなく独立会計監査人、内部監査人、経営側の財務責任者が公正な財務報告プロセスを踏むよう環境を整え監視する役割を担っている。一方我が国の監査役会設置会社においては、独立会計監査人・内部監査人・監査役による三様監査が行われており、それぞれがどのように連携を取っていくべきかこれから議論が深まることになると思われる。

コーポレートガバナンスについて、米国型のモニタリングシステムを我が国に導入するには、独立役員、監査委員の役割を担う人材の供給市場が不可欠である。

私見ではあるがたとえば監査委員について、学者・官僚 OB・公認会計士・税理士といった人材よりは、実業界出身で会計・監査業務経験者がふさわしいと思う。

また、マイクロソフト社のような大企業ならまだしも、経常利益で 10 億円程度の規模の中堅企業においては、監査役設置会社のほうが費用対効果は高いのではないかとと思われる。

なお、米国型のモニタリングシステムの監査委員の人材供給源としては、監査役 OB は有力な存在ではないかと考える。

## 参考資料

太田洋 松平定之「米国企業のコーポレート・ガバナンスに関する最新動向[上]」

(商事法務No.1959 2012.3.5)

日本取締役協会 「監査当委員会の監査の展望～取締役が行う監査について～」

(日本取締役協会 監査等委員会設置会社研究会 2016年10月 太子堂厚子弁護士)

日本貿易振興会 「米国の企業統治調査報告」

(2003年7月 日本貿易振興会 海外調査部)

野村證券 「米国企業のディスクロージャーに対する監査機能の強化～ブルーリボン委員会の勧告～」(資本市場クォーターリー1999年春)

日本監査役協会「監査役と内部監査部門との連携について」(月刊監査役No.663 別冊付録 2017年1月13日)

Microsoft Corporation [Audit Committee Charter]

Microsoft Corporation[Statement of Management's Responsibility for Financial Statement]

以上